

法務委員会議録 第十三号

昭和二十八年七月十四日(火曜日)

午前十一時十九分開議

出席委員

委員長 小林 銕君

理事 鎌治 良作君 理事 佐瀬 昌三君

理事 田嶋 好文君 理事 吉田 安君

理事 猪俣 浩三君 理事 花村 四郎君

大橋 武夫君 寺島隆太郎君

林 信雄君 鈴木 幹雄君

古屋 貞雄君 細迫 兼光君

木下 郁君 佐竹 晴記君

山本 正一君

出席國務大臣

法務大臣 犬養 健君

出席府委員

国家地方警 齋藤 昇君

警察本部長官 齋藤 昇君

法務事務次官 三浦寅之助君

検事 刑事局長 岡原 昌男君

法務事務官(入 鈴木 一君

国管理局長) 倭島 英二君

外務事務官 (アジア局長)

委員外の出席者

検事総長 佐藤 藤三君

専門員 村 教三君

専門員 小 貞一君

七月十三日

委員三浦一雄君辭任につき、その補

欠として鈴木幹雄君が議長の指名で

委員に選任された。

本日の会議に付した事件

連合審査会開会に関する件

逃亡犯罪人引渡法案(内閣提出第一

〇二号)

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一四六号)

〇小林委員長 これより会議を開きま

す。逃亡犯罪人引渡法案を議題とし、質

疑を続行いたします。質疑の通告があ

ります。これを許します。猪俣浩三

君。

〇猪俣委員 入国管理局長にお尋ねい

たしますが、先般から問題になってお

りますところの、われわれが不良外人

と認めるジェイソン・リーというシカ

ゴ出身の外人が日本へ入国して来たこ

とにつきまして、われわれの聞くところ

によれば、出入国管理令の四條の一

項の四号、すなわち一般観光客とい

五、今御指摘になりました商用入国者

として三年の在留資格を得ておるわけ

でございます。それ以前におきまして

は連合軍の占領下にございまして、そ

ちらの方のやり方で半永住、セミ・パ

ーマネットという資格で従来入つて来

ておつたわけでございまして、今のお

尋ねの点は、特にあとですりかえたとい

うようなことは別にならぬのでござい

ます。

〇猪俣委員 そうしますと、占領期間

中に要するに管理令四の一の四で入つ

て来ておつたような者が、四の一の五

に認可されるというようなことはリー

あつたものを、特に今度は四の一の五

として三箇年滞在してもいいというこ

とで日本の入国審査官が入国を許可し

た、かような筋合いになるわけです

か。

〇鈴木(一)府委員 ジェイソン・リ

ーにつきましては、四の一の四は今ま

でないのでございまして。こちらの調べ

によりますれば、平和條約発効後に入

りましたのは五月二十四日、それから

ことしの三月十五日の二回でございま

して、五月二十四日におきましては

四の一の五、いわゆる商用入国者とし

て入つて参つており、三月十五日にお

つて来た。そこでそういう入れたくな

いような人物を、しかも三箇年、い

わゆる管理令の四の一の五でもつて入

国を許可しておるといふようなこと

は、どうも尋常じやない感じをわれわ

れは受けるのであります。その間に何

かのいきさつがあつたのであるか。平

野氏の証言によれば、倭島アジア局長

が特に名ざしで入れてくれと言われた

ので、それで入れたというのでありま

す。そこであなたにお聞きしますが、

入国管理局というものは外務省から何

か頼まれると、やつぱり入れなければ

ならぬ義務があるのですかどうです

それでは議員、政府関係者、事務係者以外は御退席を願います。

〔午前十一時四十一分秘密会に入る〕

〔午前十一時五十九分秘密会を終る〕

○小林委員長 この際お諮りいたします。衆議院規則第六十三條により、秘密会議の記録中に秘密を要するものと委員会が決議した部分についてはこれを公表しないことになっておりますが、その取扱ひについては委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○小林委員長 御異議なしと認めます。さようにとりはからいます。

他に本案について御質疑はありませんか。――御質疑がなければ次に移ります。

○小林委員長 刑事訴訟法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑の通告があります。順次これを許します。鍛冶良作君。

「大臣がいまいじやないか」「休憩」と呼ぶ者あり」

○小林委員長 それでは午前中はこのの程度にとどめて、午後一時から再開いたします。しばらく休憩いたします。

午後零時二分休憩

午後一時五十六分開議

○小林委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際お諮りいたします。刑事訴訟

法の一部を改正する法律案につきま  
し、地方行政委員会より連合審査会を  
開きたいとの申出があります。申出の  
通り連合審査会を開会いたすことに御  
異議はありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○小林委員長 御異議なしと認め、さ  
よう決定いたします。なお連合審査会  
開会の日時につきましては委員長に御  
一任願いたいと存じますから、さよう  
御了承願います。

○小林委員長 逃亡犯罪人引渡法案を  
議題とし、質疑を続行いたします。質  
疑の通告があります。これを許しま  
す。佐瀬昌三君。

○佐瀬委員 本法案の審議にあつて  
なお一点確かめておきたいのは、法案  
第十四條に基く法務大臣の引渡し命令  
に対して不服のある引渡し犯罪人が行  
政訴訟を提起することができかどうか  
かという点であります。この制度が、  
せつかく局部的ではありますけれども、  
も、司法化を目ざし、個人の人權保障  
を目標とする以上、高等裁判所の決定  
に対する再審制度も考えられなければ  
ならないのでありますが、この法案の  
上からはそれは予定されてないように  
考へるのであります。従つて他の方法  
としては一般の行政事件としてこれに  
対する訴訟が許されるかどうか。特に  
また私どもが第十四條について考へる  
べき点は、法務大臣がその自由裁量に  
よつて、言いかえるならば、東京高等  
裁判所が引渡しができるものと決定し  
た後において、法務大臣がなおその引  
渡しを相当とすることがどうかという点に  
おいて自由裁量をされる。この法の精  
神から見まして、その場合に行政訴訟

が許されてしかるべきものであるとい  
うふうに考へるのであります。政府  
委員のこの点に対する御見解を伺いた  
いと思ひます。

○岡原政府委員 お尋ねの点は、結論  
的に申し上げますと、一般の行政訴訟  
の例にのつとつて訴訟の提起を法務大  
臣の命令に対してなし得る、さように  
理解しておるわけでございます。と申  
しますのは、法務大臣は東京高等裁判  
所の決定にのつとつて、その趣旨を勸  
案しつつ、諸般の情勢を見て裁量いた  
すわけでございしますが、内容的にはや  
はりそれが法的にもできるといふこ  
とを前提としておるわけで、つまりそ  
の適否なる点を争うことになるわけで  
ありますから、当然行政訴訟はでき  
る、かように理解するわけであります。

○小林委員長 他に御質疑はありませ  
んか。他に御質疑がなければ、本案  
に対する質疑はこれにて終局すること  
といたします。

この際本案に対する修正案が提出さ  
れておりますので、提案の趣旨説明を  
聴取することといたします。佐瀬昌三  
君。

○佐瀬委員 私どもは、本法案を審議  
した結果、若干の修正すべき点を  
発見いたしました。その修正案をこ  
に提出したいと考へる次第であり  
ます。

逃亡犯罪人引渡法案の一部を次の  
ように修正する。

第九條中第三項を第四項とし、第  
二項中「前項」を「第一項」に改め、  
「逃亡犯罪人」の下に「及びこれを補  
佐する弁護士」を加え、同項を第三  
項とし、第一項の次に次の一項を加  
える。

2 逃亡犯罪人は、前項の審査に關  
し、弁護士の補佐を受けることが  
できる。

第十四條第一項中「引き渡すこと  
ができ、且つ」を削り、同項及び  
同條第三項中「引き渡すことができ  
ず、又は」を削る。

第二十二條第七項第三号中「引  
き渡すことができず、又は」を削る。  
以上であります。

この修正案を提案いたしました理由  
を簡単に申し上げます。この修正の要  
点は二つでありまして、一つは弁護士  
の補佐を認めること、一つは第十四  
條の、法務大臣が引渡しを決定される  
場合に、東京高等裁判所のなした決定  
との關係を顧慮いたしまして、これを  
本修正案のごとく改めようとするもの  
であります。

まず政府提案の原案によりまされ  
ば、裁判所は引渡すことができると裁  
判をしたものに対し、さらに法務大臣  
が独自の立場から引渡すことができる  
かどうかを判断し、かつその上引渡す  
ことが相当であるかどうか判断した  
上、その裁量によつて引渡し命令を出  
すべきものと解されるのであります。こ  
が、これは引渡すことができるかどうか  
かという法律の適否に關する確認的裁  
判に對し何らの拘束的価値を認めず、  
政府が重ねて同一の争点について自由  
な判断をなし、その措置上裁判所の決  
定を無視した結果になる場合もでき  
るのであります。それではせつかく逃  
亡犯罪人引渡し手続の過程において、  
人權擁護と近代立法のためその司法  
化をはかつた精神が没却されるので、  
この誤解を解消するため、この点修正  
案のごとくに原案から削除いたしまし

て、しかも他方においては、依然とし  
て引渡し命令を出すべきかどうかは、  
右の裁判の上に立つて法務大臣がなお  
引渡すことを相当とすることがどうかを大  
局的見地に立つて判断いたし、その自  
由裁量によつて決することができるよう  
に規定いたしておいて、引渡し命令  
そのものの性格が終局的にはやはり政  
府の自由裁量により、しかもこれは先  
ほど政府との質疑応答にも明らかにさ  
れたごとく、法的判断を含んだ上の裁  
量処分であるから、これに不服な引渡  
し犯罪人は行政訴訟を提起することが  
できることとし、この新制度の司法  
化と行政との調節をはからんとするの  
が、本修正の最大眼目であります。

なお引渡しの審査に弁護士の補佐を  
受け得るよう修正した点は、引渡し  
犯罪人が引渡しの適否に關し裁判を受  
ける際、その人權を擁護するため、近  
代的訴訟の原則として弁護權を保障さ  
れることとからして当然のことと思ひ  
いたし、かつは本法案がきわめて國際性  
を有し、進歩せる諸外國における同様  
の人權保障の立法に對照せしめるため  
に当然かように修正する必要性を認め  
た次第であります。

○小林委員長 本修正案に關し、何か  
御発言があればこの際許します。こ  
ちよつと速記をやめて……

○小林委員長 それでは速記を始め  
て……

次に原案及び修正案をそれ／＼討論  
に付すべきであります。討論はこれ  
を省略し、ただちに採決を行うに御異  
議はありませんか。

○小林委員長 御異議なしと認め、さ  
よう決定いたします。

これよりただちに採決を行います。  
逃亡犯罪人引渡法案のうち、まず自由  
黨提出の修正案を採決に付します。本  
修正案に賛成の諸君の起立を求めま  
す。

○小林委員長 起立議員。よつて本修  
正案は可決されました。

次にたゞいま可決されました修正部  
分を除く原案を採決に付します。修正  
部分を除く原案に賛成の諸君の御起立  
を求めます。

○小林委員長 起立議員。よつて修正  
部分を除く原案は可決されました。

從いまして逃亡犯罪人引渡法案は自  
由黨提出の修正案の通り修正議決すべ  
きものと決しました。

お諮りいたします。ただいま議決い  
たしました法律案の委員会報告書の作  
成につきましましては、委員長に御一任願  
いたいと存じますが、御異議はありま  
せんか。

○小林委員長 御異議なしと認め、さ  
ようとりはからいます。

○小林委員長 次に刑事訴訟法の一部  
を改正する法律案を議題といたしま  
す。

の国情に合わないもののある点を改正しようというねらいのように思っておりますが、私もまことにその必要あるものと考えますが、どうも本改正案を一覧いたしますと、何だか檢察庁側の不便な点を改められるように見受けませんが、これと同時に何よりも大切なことは人権擁護ということだと考えるのであります。この点に關して事務上の便宜よりも人権擁護の観点に立つてこれを立案せられたものであるかいなやを法務大臣から伺いたいと思ひます。

○犬養国務大臣 お答えをいたします。このたびの改正は、今御指摘のありましたように過去四年有半の運用の実績にかんがみて、やむを得ざる最小限度の点を法制審議会の答申をまつて御審議を願うべく提出をいたしました次第であります。筆直に申し上げまして、鍛冶委員のおっしゃることは、ある意味で當つていふと思ひます。その事情のよしあしは別として、控訴審において事実取調べの範囲を広げる、その他二、三の点で明らかに人権擁護一点張りという修正もありますが、大体あとはいく正直に申し上げますが、人権を拘束する意味の改正案でございます。但し人権というものがやはり何と云いますか、社会全体の公共の福祉と調和をはかつての人権でございますので、その点で実は、今度の改正案に盛り込まれた内容は、私もから見ますとこのくらいはやむを得ないのじやないか、こういうふうな考えただけでございますが、事いやくも少しでも、日本国民の人権を一寸でも一分でも縮めるといふことは、非常に重大な責任だといふ意識をもつて当局がかからなければなら

いへんなことになるという謙虚な気持ちで、この改正案に臨んでおるわけでありまして、この当局の心持はひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○鍛冶委員 そこでまず承りたいのは、起訴前の勾留期間を五日間延長しようと思はれておる点、われ／＼は刑事訴訟法上人権の尊重というところ、何よりも不要の拘束を避けるということだと考えております。ところで現行刑事訴訟法の精神は、原則として人身を拘束せぬで傍証を固めた結果起訴、不起訴をきめる。人身を拘束する

といふことはやむを得ざるの措置であると思われ／＼は考えておるのであります。ところが現行刑事訴訟法では十日間だけこれをしておる。やむを得ざる場合においてはなお十日間これをやる場合、こういうことになつておつたのであります。その後の実施状態をながめておきますと、どうも現行刑事訴訟法の精神と相反するやり方が一般に行われておると言つてもいいんじやないかと思つておりました。まづ人身を拘束してから、それから証拠固めをして起訴、不起訴をきめる、こ

ういふことになりましたから、十日間の特別の場合にはさらに進んで二十日間のは当然やれるものだといふような考え方を持つておられるようであります。この点に關しては、われ／＼は非常に遺憾だと思つておりますのに、さらにこの際いま五日間延長しようとかかられることは、われ／＼本刑事訴訟法の精神に最も反する傾向をとられるのじやないかと危惧せられるのであります。この点に關する当局の御意見を伺ひたいと思ひます。

○犬養国務大臣 この点も御質問の御趣旨は重々ともでございます。いやくも人を最初に十日、あと十日、そして今度は事情あるにせよさらに五日間身柄の拘束をするということことは、これは重大問題でございます。私はこの問題に携はりまして以来、御承知のように浅学でございますから、いろいろ過去の速記録あるいは法律雑誌の座談会などを讀みまして、ずいぶん検事のやり方に対する国民の批判も承りまして、十分その点は氣をつけなければならぬと考えておりますが、一方鍛冶さん重々御承知のように、新刑訴をつくりましたときには、あまり予想もしなかつた多量犯罪的な暴力騒擾事件がひんびんとして起りまして、檢察陣としても、どうにもこうにもやり切れないといふような内容の事件が起りましたので、ここにやむを得ざるに五日の勾留期間延長について御審議を願うことになつたのであります。御承知のように、これは当局からいへば説明があつたかと思ひますが、よくよくの事件であります。かつ最初の十日間で問題が解決してしまふ事件は、全体の八〇％に及んでおるのであります。あとの残り二〇％、おそろく一〇％ぐらいの問題が、最後の五日間の期間延長の対象になるのではないかと

いう点でもつて特別の例外措置を御審議を願つておるわけであります。この点当局もやむを得ない最小限度の範囲にとどめたいと思つたわけでありまして、御承知のように前々回の国家では勾留期間延長七日ということでありまして、最高検の人の不足、予算不足の立場からいいますと、十日というのは必要欠くべからざる期間であるといふ議論もあつたのであります。在野法曹の経験ある皆さんの御意見、その他国民の社会意思といひますか、そういうものを十分しんじやくいたしまして、七日と申し上げたのを五日に減らしたような次第でありまして、この点当局の考え方を御了承願ひたいと思ひます。

○鍛冶委員 今の大臣のお考え方は、われ／＼もつこうだと思ひます。が、大臣の考へておられるようなことが、實際と異なるように思へてならぬい。そこで私は、實際に行つておられる責任者である検事総長並びに國警長官にお聞きしたい。現刑事訴訟法は、原則として人身を拘束せぬ建前である。拘束するときは、やむを得ざるまでなかつたせぬものだと思へるが、この点に關してどういふお考えを持つておるか。往々にして、拘束せぬいで調べられませんよといふことを、公然と聞かされる。そうすると、十日でもやむを得ざるまでなければいかにと思つておるのに、さらにあとの十日はもう平気でやつておられる。平気でないというならば、あとの十日はやむを得ざるものであるといふことを、どういふことで表わしておるか。この点を御両名から伺ひたいと思ひます。

○佐藤説明員 現刑事訴訟法が、捜査についてはなるべく人身を拘束しないように、任意捜査を原則としておることは仰せの通りでございます。ただ實際の捜査に當つてみますと、現在のような人員及び予算、物的な制限も受けておりますし、なお現在の程度の科学的な知識では、なか／＼全部任意捜査で徹底するといふこともできませんので、實際としては鍛冶委員のおつしやるように、例外として人身を拘束して調べるといふような事例もあるものでございます。しかしながら私どもの方針としては、どこまでも刑事訴訟法の原則に従つて任意捜査をする、やむを得ない場合に人身を拘束して捜査をするといふ方針をとつておるのでございます。なお数字の上で申し上げますと、人身を拘束して調べた事件と、全然拘束をしない調べた事件との比については、最近の統計を法務省の刑事局の方でお待ちであらうと思ひますから、その方面から御説明をいたたくことにいたしました。今鍛冶委員から問題にされました勾留の延長の問題でございます。これは昨年最初に刑事訴訟法の改正案が本国会に提案されました当時、私もは全国の勾留状の発付の数について詳細調査いたしましたのであります。その調べによりますと、先ほど法務大臣から申されましたように、拘束をしておる被告人のうち、十日以内で釈放する事件が八〇％なのであります。十五日以内で釈放されるものが八％、満期の二十日以内で釈放されるものが残りの一二％といふ数を示しておりますので、勾留を延長いたしまして、大体勾留満期まで置くのではありませんかといふような御心配は、過去の統計によつても、そう大し

て御心配をかけるようなことはないだ  
ろうと思ひます。もしこの法案が通過  
いたしまして実施するようになります  
れば、私どもの方では、極力この延長  
期間の拘留を用いないように、特別  
の、よく／＼の場合でなければ延長期  
間を用いないように、特に嚴重に部内  
に指示したいと思ひます。

○廣原政府委員 たいま佐藤検  
事総長からお答えがありましたように  
に、警察側におきましては、この犯罪  
の捜査にあたりましては、原則として  
任意捜査、ただ逃亡のおそれがある、  
あるいは罪証隠滅のおそれがあるとい  
う場合に限り、やむなく身柄の拘束  
をして取調するということ、これが捜  
査の鉄則、ことに新憲法下また新刑事  
訴訟法下における鉄則であると考えて  
おるのであります。鑑治委員のお考え  
とまったく同様にお考えです。ただ、し  
からばわれ／＼がこれを嚴重に守つて  
おるかどうかという御疑念もあらうか  
と存じますが、われ／＼といたしまし  
ては、極力この原則を實際に現わすよ  
うに努力をいたしておるのであります  
が、一番むずかしい問題は先般もお話  
がありましたように通謀のおそれがあ  
るかないかという点の判断が、警察側  
におきましても檢察側におきまして  
も、私今後とも／＼新刑事訴訟法の精  
神のつとめて行く必要があるであら  
う、かように考えまして、ただいま法  
務大臣からお答えになるような種類の  
犯罪につきましては拘留期間をもう少し  
延ばしてもらわれないと取調べ上實際  
困るというところは、われ／＼警察側か  
ら見ましても考えられる点でございま  
す。

○鑑治委員 いろいろ皆様はその考え  
を持つてもらわなければいへんなの  
ですが、そのお考えはけつこうだが、  
實際第一線に立つている者はあなた方  
の今おつしやつたようなやり方でやつ  
ているかいなやということが問題で  
す。そこで私は具体的に伺いたいのは、  
現行刑事訴訟法の二百八條の第二  
項であります。「裁判官は、やむを得な  
い事由があると認めるときは、檢察官  
の請求により、前項の期間を延長する  
ことができる。」とある。この裁判所に  
対して、やむを得ざる事由がある、こ  
ういう請求をしておられるかどうか。  
もしやむを得ざる事由があるといわれ  
るならば、どのようなことで十日の延  
長を求めておられるか、これを實際的  
にお伺いしたい。

○岡原政府委員 このやむを得ない  
という事由につきましては、裁判所に必  
要な陳明資料を出すのでございませ  
う。たとえば被疑者が今までずっと黙秘を  
しておつて真相をつかめなかつた、と  
ころが傍証の關係である程度の事實が  
出て来た、あとたとえば七日なら七日  
あればその傍証の固めとそれから本人  
の調べがついて完了する、その七日だ  
けを許してくれ、こういうような申請  
をするのでございませう。その際にこの  
やむを得ぬという具体的な事情を資料  
に載つけて裁判所に請求する、かよう  
なことになっております。

○鑑治委員 私はその点は嚴重にやつ  
ておられぬように思ひてなりませ  
んが、現行刑事訴訟法でさえわれ／＼は  
そのような危惧を持ちますのに、さら  
に改正して五日もやろう、こういうこ  
とです。そこで提案の理由を見ますと  
嚴重なる制約のもとにありませう。條  
文を見ればわかるようであります。

どのような嚴重なる制約をこへ持つ  
て来て、さような憂いのないようにな  
つておるものであるか、この点をお伺  
いたしたいと思ひます。

○岡原政府委員 まずこの再延長の場  
合の事件の種類によつて制限してご  
ざいます。それは死刑または無期もし  
くは長期三年以上の懲役もしくは禁錮  
に當る罪、それ以上の重い罪に限ると  
いうことがまずその一つでございま  
す。それから具体的な場合として限定  
しておりますのは、その一つは犯罪の  
証明に欠くことのできない共犯その他  
の關係人または証人多数であるとい  
ふ、第二は、そのために檢察官が、起  
訴前の拘留期間が二十日延長されまし  
ても、なおかつその關係人または証人  
の調べが終了できない、しかもその  
被疑者の身柄を釈放したのでは、それ  
らの關係人または証人を取調べるこ  
とがはなはだ困難になる、さように三  
つの要件が重なつておらなければいか  
ぬ、これが嚴重なる制約になつておる  
わけでございます。その場合々々のこ  
まかい、たとえば「犯罪の証明に欠く  
ことのできない」というのは、捜査に  
欠くことができないというのと違ひ  
まして、犯罪の証明自体が犯罪事實の  
内容自体に反しなければならぬ、た  
とえば情状その他の場合はこれには入  
らない、こういう点まで考慮してある  
わけでございます。

○大藏國務大臣 たいまの御質疑に  
對して政府委員の答弁に補足してい  
ただきたいと思ひます。今申し上げた  
通りでございますが、先ほど私が申し  
上げた点、すなわち選挙違反事件など  
はこの対象として含まぬということ  
を、速記に残すばかりでなく、大臣通牒と  
してこれをいたし、なお具体的なこま  
かいことは検事総長訓令でもしてもら  
おう、こういうふうに考えておりま  
す。嚴重なる制約を加えたいと思ひま  
す。

○鑑治委員 大臣の御深慮はまことに  
われ／＼はありがたく思ひますが、ど  
うもこの條文を讀んでみますと、「犯  
罪の証明に欠くことのできない共犯そ  
の他の關係人又は証人多数である  
ため」これは近ごろいわれる新戦術を  
もつて向つて来るような被疑者及び被  
告人のある場合にこれを予想せられて  
おることは、われ／＼も想像できるの  
であります。今大臣のおつしやつた  
ような選挙違反もこの中にはまるもの  
と——選挙違反でなくとも、ほかにも  
共犯のこういうものがありましよう。  
共犯その他の關係人が多い場合、選挙  
違反なんかはすべてそういうものとい  
ぐらいなものがあります。なるほど今  
速記に残したら訓令でお出しになるか  
知りませんが、第一線でそれを守らぬ  
からといって、方法がない。私は先ほ  
ど以来十日もむし返すということが、  
よほど事情やむを得ない場合でなかつ  
たらできぬものと思つておるのに、簡  
単に十日もむし返して行われると同じ  
ように、今はこのように共犯その他で  
いうことを言つておられるも、やがて  
第一線へ行つて捜査をするたびごとに  
共犯その他多数の者がおるじやない  
か、こう言われた場合はその点が入る  
と思ひますが、そういうものが入らぬ  
という法律上の確たる何かございま  
すか、その点をお聞きしたいと思ひま  
す。

○岡原政府委員 法律上の解釈と表立  
つてお聞きくださると、これは入らぬ  
ということにはならぬというお答えを  
するほかにいふことがございませう、それ  
ではこれを除くために立法技術的にど  
うするかということになりますと、選  
挙違反の事件はこれを除くというふう  
なことをまつ正面から入れるかどうか  
という問題になるわけでございます。  
たださような選挙違反を除くというこ  
とだけをこの際書くというの、立法  
の体裁としてもいかがであらうかと  
いう点もございませう。ただ大臣の通牒  
あるいは検事総長からの指揮に反する  
ものに対しては、もとよりこれは  
嚴重なる行政上の処分もあるわけであ  
りまして、その通牒なりあるいは指揮  
というものは十分守られる、かように  
私どもは確信いたしております。

○鑑治委員 今の御答弁を聞くとま  
す私は不安にたえませんが、私はこ  
ういふふうに考えます。あなたの方の予  
想しておられるような事件に対してや  
るというならば、そういうものを取締  
る法律に特別なものを入れられた、  
たとえば破防法を適用するようなもの  
を一番あなた方はねらつておられる。  
それならば破防法のとこでどうい  
うことをきめればよいので、一般のど  
の犯罪にも適用されるものをきめてお  
いて、それだけはやらぬのだとおつし  
やつたからといって、それが行われる  
はわれ／＼は思ひませぬ。これはただ  
私の意見であります、あなたの方はそ  
ういふお考えはないかどうか。

○岡原政府委員 法制審議会における  
この議案の審議の際に、やはり同様の  
点が問題になつたわけでございます。  
その際に個々の犯罪を、々々検討して  
みたらどうかというたいまの御質疑と

ちやうど同じことが問題になりまして、た。考え得られる犯罪といたしましては、たとえば騒擾とか内乱とか外患とか暴力行為の取締り等とか、そういうふうなものが次々と考えられたわけでございます。しかしながらこれをそれぞれの法律に、この法律に違反するものについてはこういう特殊の手続があるということを書くこともできませんし、またそのための法律を特に出しまして、その中に犯罪の種類を限定するというのも、立法技術としてはたいへんまずいわけでございます。と申しますのは、たとえば今おつしやるような場合に、内乱、外患、騒擾、暴力行為というのは大体われ／＼すぐ思いつく犯罪でございますが、たとえば先ほど大臣からもお答えのありました通り、詐欺の非常に龐大な事件たとえば通貨偽造行使詐欺あるいは手形偽造行使詐欺というふうに、転々とその証券なり偽造の通貨が動きますで、その間の関係人が非常にたくさんなつて来たというふうな場合に、結局二十日ではまとまりがつかかねる、もう二、三日あれば全部のまとまりがつくというような場合も、実は現にあつたわけでございますして、そのようなことも一応考えつつ立法した方がいいのではないかと、というのが、法制審議会においてかような結論の出たゆえんでございます。

○鐵道委員　こまかい点はあとの一般的質問に譲ることにいたしまして、次に承りたいのは百九十三條ないし百九十九條の改正の点でございます。提案理由の説明にもございました通り、檢察官の一般的指示を、捜査の適正をはかるために強化しようというねらいが現われておるものと思いますが、私は

この新刑事訴訟法の成立のときに、その根本精神についていふ議論したのでありますが、今あらためてまた当局の御意見を伺わなければならぬのは、現行刑事訴訟法の制定されたときには、大体アメリカの制度を日本へ移そうという考えであつたろうと思われまゝです。そこでアメリカの制度を承りますと、捜査はすべて警察官がやる、その結果警察官が公訴提起の適否を判断し、さらに進んで訴訟の維持をやる、こういうように聞いておるのであります。しかるに現行刑事訴訟法がいよいよ現われましたときに、この精神の中へさらに檢察官の一般的指示というところが入つて来て、捜査は警察官並びに檢察官の二本建になつております。これは日本の国情からやむを得ないものであつたかはしりませんが、改正案そのものの根本趣旨からいまして、徹底を欠いたものと思われておりますが、そこからこのたびこういう改正に出て来たのでございましょう。そこで聞きたいのは、さらに檢察官の一般的指示を強化するということは、現行刑事訴訟法の根本精神と相反するものでないか、それともそうするのが刑事訴訟法の根本精神に合致するのか、この点をひとつ明瞭に承りたいと思ひます。

○犬養國勢大臣　お答えを申し上げます。刑事訴訟法のただいまお示しの條項でございますが、今度の改正はちやうど今度のスト規制法とは似たような考え方でございまして、條文の正しい読み方を再確認する解釈規定のように私は考えておりまして、従来とかく條文の読み方について一部疑義があるのをはつきりさせる、こういう考え方

をしておるのでございます。これは鐵治さん特に御承知のようになか／＼めんどろな事情があつたのでございますが、私どもは、一方において司法警察官といふものは何といつても捜査の第一次の責任者である、こう存じております。しかし刑訴百九十三條の條文を的確に読んでみますと、やはり檢察官をも一般的指示をする必要があることを、もとの原文においても認めておるやうに思ふのであります。ただ從來のこの読み方の一部に、公訴の維持と公訴の遂行とを混同して読まれる結果そこに疑義が生じておる、こう思いますので、このたびこれを解釈規定として再確認するというような精神がもともとでありまして、檢察官の力をなおかに今度伸ばすとかなんとかいふ問題ではないと私は考えて、御審議を願つておるわけであります。従つて、何と言つても捜査の第一次の責任者は司法警察官でありますから、檢察官は公訴の遂行を全うするためには適正な捜査をしてもらわなければならぬ、また適正な捜査が行われておるということを確認しなければならぬ立場にもありますけれども、しかし今度の百九十三條の改正によりまして、個々の事件を直接の目的として一々干渉がましく指示をするという意味ではないのでありまして、準則を示すということとでそこに檢察官としての指示をする、こういう意味でございします。但し準則というのはどうしてもその性質上、間接的には個々の事件に影響するのであります、影響がなければ準則は書かないでいいということになります。が、しかしその準則たるや、繰返し申し上げますと、個々の事件を直接の目的として干

渉する意思はない、この程度の気持で私は解釈いたしておるわけでありま  
す。

○鑑治委員　もつとつ込んでお聞き  
しますが、アメリカの制度のようにし  
た方がこれは明瞭になる。このあと百  
九十一條のときに問題になつて来ます  
が、アメリカの制度にしてしまえば、  
現在でもやはりそういう問題は起つて  
来ないわけでありませう。しかるに捜査  
並びに公訴の維持、遂行に対して檢察  
官が一般的指示をいたさなければなら  
ぬというこの根本理由がどこにある  
か。捜査に関しては警察にまかせつぎ  
りでは何かあふない。それだからこう  
いうことになるんでしよう。そういう  
実例は——これは大臣でなくとも検事  
総長あるいはほかの政府委員でもよろ  
しい、これはなくてははいかぬのだと私  
は思いますから、そんならこういうの  
でなくてははいけない、それだからアメ  
リカ同様の刑事訴訟法ではいかぬとい  
う理由があれば、その点明白にしてお  
いていただきたいと思ひます。

○佐藤説明員　百九十三條の改正の趣  
旨は、ただいま法務大臣から申されま  
したように、私どももこれは現行法の  
百九十三條の解釈を明確にしたとい  
う程度に了解をいたしておるのでござ  
います。百九十三條の第一項の解釈につ  
きまして、刑事訴訟法の実施以來、一  
部に私どもの解釈と違つた解釈を施し  
ておる者があつたのであります。さよ  
うなぐあいでは法制審議会におきまし  
ても長い間論議を闘わしまして、それ  
では解釈を明確にする程度ならけつこ  
うじやないかというので、大多數の賛成  
を得て法制審議会を通過したのでござ  
います。

そのわけを詳しく申し上げますと、一部でどうしてそういうふうに行刑刑事訴訟法の百九十三條の第一項を誤解しておるか、解釈上の誤解を生じました。その問題は、公訴權の実行、言いかえれば刑罰權の遂行ということのほかに、捜査權というものがあるやの感を抱いておつたのではないかと思つておるのであります。私どもの考えでは、犯罪の發生と同時に公訴權なり、刑罰權が発生するのであつて、その第一段階として捜査を始める、捜査が終ると公訴を提起するかどうかということとを決定し、また公判に事件が係属したならば、檢察官はそれに対して、公訴維持について十分法律適用について関心を払わなければならぬ、また有罪の判決が確定いたしましたならば、その判決の執行について、やはり檢察官が十分指揮監督をしなければならぬ、かように刑罰權、公訴權の發生から消滅に至るまで、檢察官というものは、その間いろいろ事情はありますけれども、全階梯を通じて職責を持つておる、こういう建前が刑事訴訟法の現在の建前だろうと私どもは考へておつたのであります。條文の解釈をくどく申し上げるのは失礼でございますが、百九十二條と思ひますが、捜査に従事する者はすべて協力しなければならぬようになつておる。そうすると、現在捜査に従事する者、捜査の職責を持つておる者はだれであるかというところ、一般の警察官のほか、海上保安官とか、鐵道公安官とか、いろいろ特別な司法警察官もございますし、それから検事も犯罪捜査をしなければならぬということをきめられておるので、かようにお互ひに協力關係とはいひながらまち

また司法警察職員が並行しておる。警察のうちでも国警もございまして、自治警もある。こういうふうな非常に並行的に捜査を進めて行く職責を持つておる。その捜査の目的は何であるかという、刑罰権の実行にあるのであるとして、検察官にその捜査した結果を送つて、そして公訴を提起してもらつて、公訴を維持し、刑罰権を実行するというのが目的なのであります。その捜査の目的というものは、どんな捜査官でも同じである。それならば公訴を提起する唯一の機関である検察官において、そのばら／＼に行われる捜査を調整をとつて、そして適正な捜査にすべきではないかというところから百九十三條の條文ができたものと私は了解をいたしておるのであります。

いざ実際の場面になつてみますと、捜査官の一部の間にも、どうも捜査について一般的指示はできないのじやないかというふうな誤解を生じ、つまり疑問をさしはさむ一部がありましたので、それではもう少し字句を明瞭にしてい、現行刑事訴訟法百九十三條の精神を明確にしたかどうかというので、この改正案ができたものと了解いたしております。

○鑑治委員 私の一番聞きたいのは百九十三條がなければならぬ根本の理由で、アメリカにおいてはそういうものはないと思ひますが、日本ではこれを入れなければならぬかつた根本理由を聞きたくしたのであります。あとでまた出て参りますからそのときお聞きいたします。

次に百九十九條について承りたいのであります。百九十九條の逮捕状の請求にあたつては検事の同意を得なければならぬという改正案の根本理由はどこにあつたか。提案理由の説明書を読んでもみますと、最近逮捕状濫用の非難が高く、有力な法曹の間にも本案のような規定の創設を希望する声が高いので、これを改正案に入れたというふうな理由が述べられて、これだけの理由であるのか、あるいは一般的指示という根本の問題からこれがなくては行けないというお考えであるか、この点をまず法務大臣から承りたいと思ひます。

○大藏國務大臣 この点は、私は法学者ではないからごく平たく申します。外もありませんが、大部分は、検察官と司法警察官とは仲よくやつておるわけでありまして、それにもかかわら

ずときたま逮捕状の濫用についてあなた方野法曹界でなか／＼おやかましく言われるというところは、やはり民意の反映でありますので、私ももととして在野法曹の強い意見として、これを適宜に取り入れて扱つたのであります。が、御承知のように法制審議会でもいろいろ議論がありました。また警察には警察の都合がある。また政治的理由がある。これは私の政治的な判断も加わつたのであります。元は鑑治さん御承知のように検察官の承認が必要であるという言葉を使つておられます。承認という言葉は、私のしるうと考へて、検察官が勝手にすにすわつておつて、警察官が立つていて検察官の承認を求めるといふような感じを受けますので、これは第一次の捜査の責任者としての警察官の立場もありまして、こまかいいくつは別として、私は同意という字の方がよいのじやないかと考へまして、訂正して御審議を願つたのがこの前の国会でございまして、この同意という言葉も、世界でこれしかないほどよい言葉だと思つておりません。ただどうもわれ／＼表現が貧しいものでありますから、いろ／＼考へて今のところは同意以外にはない、こういうふうな考へまして同意ということにしたわけでありまして、なぜこういうことをしなければならぬかということは、大部分の検察官はそうではないと思ひますが、とき／＼世間からも私ももしかられる事案がありますので、どういふふうにしたらより多く円滑に行くかというところ考へたのであります。専門的なことについては政府委員からお答えいたします。

○鑑治委員 われ／＼多年この職に當

つた者として、十分その経験も味わつており、前から改正を叫んだものであります。それでは検事総長あるいは岡原政府委員からでもよろしうございしますが、先ほど言つたように捜査は警察官だけにまかしておけない。捜査の適正をはかるため、さらに公訴を遂行するために一般的指示があるのだ。この根本理由と、たゞいま改正案として出された同意を必要とするということに關連があるのか。關連はない、ただ今までの警察官の諸君のやり方が悪かつたから改正をしただけだ、こういうお考えか、その点を明確にしておきたいと思ひます。

○大藏國務大臣 百九十三條と百九十九條とは關係ない、こういうふうな考へて、御提案いたしております。

○鑑治委員 私の言うのは一般的指示ということから、どうして同意が必要かということなんです。岡原刑事局長がおられますから政府委員から伺いた

○岡原政府委員 これは一般的指示といふことと關係なしに、別に百九十九條が掲げられた、かような關係であり

つて、本人が出て来れば、それでよく起訴ができる。否認しようが、自認しようが、そんなことは関係ないのだというときに、初めて逮捕状を出してやる。被疑者が来ればそれでよいのだ。身柄とともに送検する。検事はただちにそれに対して起訴する。だからほとんど拘留の必要がない、そういう捜査のやり方をやっておられるならば何も一般的指示もいらなければ、同意を求めることもいらぬわけだ。ところが日本の実情はそうではないのだ、情ないと思うが、ちと行き過ぎかと思うが、われ／＼の知つていところでは、嫌疑があればひつぱつて行く、そして自認を求めて、自認をしたところからたどつて行つて傍証をたぐつて行く。これでは十日あつても二十日あつても容易にできるものではない。二十日かかつても起訴がやれない。問題はそこにある。われ／＼は検事総長が次官の当時ずいぶん議論したはずなんだ。この刑事訴訟法は非常にけつこうな刑事訴訟法だが、そのように行われるかどうか、この精神に従つて行かれるかどうかというのを伺つておつたのでありますが、四年後の今日といえどもわれ／＼の見るところではこの精神に従うようにできない、なつておられない、そこでこれを早くやるように努めようということをお考えになつてゐるのかしらぬが、それよりもこれではいかぬからもう一歩下つて、警察官を押えて検察庁でこれをやらなければならぬものだ、こうお考えになつてゐるのではなからうかと私は思われますが、私の今申しますことが杞憂であるか、間違ひであるか、この点ひとつ検事総長からお答え願ひたいと思ひます。

○佐藤説明員 戦争の終結前の犯罪捜査の実情は、確かに鑑査委員の申されましから証拠を固めるというやうなやり方であつたことは私も認めるのであります。ところが新刑事訴訟法になりましてからいふゆる新憲法の精神にのつとりまして、なるべく人身を拘束しないので任意捜査を本則として、やむを得ない場合には人身拘束するといふやうな方法で捜査をしておられることは、これは先ほど国警長官からも申された通りでありまして、私も検察の方から見ましても、その点は警察の方の犯罪捜査が非常に進歩したものと見てゐるのであります。従つて戦前には見られないほど、人身拘束が実は少なくなつてゐると思ふのであります。これがだん／＼アメリカのように科学的な犯罪捜査が進歩したり、また人員や物的設備等につきましても十分理想的な姿になりますれば、あるいはやがて人身を拘束することなく完全に任意捜査を徹底して捜査を完了するということができるかもしれないのであります。私どもはその理想の姿を夢見てゐるものであります。現在の状態におきましてはいわゆる過渡的でありまして、このまま人身拘束を全然やらないで犯罪捜査を徹底するといふことはなかつて、現在の刑事訴訟法の建前、原則として任意捜査をやるが、やむを得ない場合には人身拘束もしかたがない、こゝういふ態度で進むよりはかたないと思ふのであります。しかしながらなるべく人身拘束の弊を少くし、また人身拘束をするにしてもできるだけ慎重な手

続をとつて国民が安心の行くように捜査を進めなければならぬ、かような考えを持つてゐるのであります。そこでたび／＼当法務委員会におきまして逮捕状の濫発があるのではないかとこゝういふことを申されたこともあります。また在野法曹の方から一齊にこの逮捕状の請求については、何とかかくをばめて慎重な手続で逮捕状を請求するように改正しなければならぬといふやうな要望もありますので、その線に沿つてこの改正案ができたものと考へてゐるものであります。

○鑑査委員 私がかう一つ根本的に考へておることについて、私の考えが間違つておることか御意見を承りたいと思ひます。この間もここで私は質問したのでありますが、国家警察における警察の最終責任は長官が負つて、そうして政府委員としてこれに出られるのであります。けれども、これは最高機関である国会に対して国警長官が負われるといふことである程度通ると思ふ。しかし遺憾ながら自治体警察については、それが最終責任者で、国会に対する責任をだれが負われるのか、どういふ方法でわれ／＼がやればいいのか。どうもいくら考へてみても見当がつかない。ところがこの捜査といふことは、

国政上重大なる問題であり、最も人身に關係の深い、人身を拘束するといふ重大なる行政行為である。その行政行為に対する責任は、やはり国家としてどこかにまゝとつて来なければならぬ。さらに国権の最高機関である国会に對しては、まゝとつた責任者がなければならぬと思はれるのですが、自治体警察にはそういうまゝとつたものがありません。そこで甲の町のやり方

と、乙の町のやり方と違つておつたかといつて、苦情の言ひようがない。また一々そういうことを言つていたら切りのないことである。これらの点から考へてみると、どうも警察官にまかせきりといふことでは、責任の所在が明らかになれない。捜査といふ国政の重大なる行政行為に對する最終の責任がないから、この点から、私はどこかに責任を帰属させることが必要ではないか。かように考へますが、それらの点とも結びつけて、こゝういふことの必要があるかと考へておりますが、政府の方ではこゝういふことに対して考へづきはなかつたかどうかを承りたいと思ひます。

○大藏國務大臣 たゞいまお話のありましたように、自治警察についての最高責任者は、その土地の公安委員会でございまして、私どもは連絡して意見を聞くとか事情を聞くといふ以外に方法はないわけでありまして。御承知のように、このごろ国家的犯罪とか、國際的な事情を裏に持つ騒擾事件といふやうなものがありますので、何かそこに別の仕組みの警察組織といふものをつくる必要がある、但しへたをやると警察国家といふことになつたので、率直に申し上げますと、この間のほどほどといふことがなか／＼むずかしく、私どもも実は苦心しておる次第であります。今後段にお述べになりまして司法警察官と検察官の關係をそこに結ばせるという問題なのであります。が、お心持はよくわかりませんが、私どもは、やはりそういう問題は準則を定めて一般的指示をして、そのわくを警察がよく理解してもらつて、今国警長官が努力してゐるやうに、警察官の常

識の向上、人權擁護の觀念の強化といふやうなことで、何かこゝに道を開いて行けばいい、こゝういふやうに考へてゐます。御心配の点はむしろ警察法の改正で今苦慮の中心点になつておるかと思ひます。

○鑑査委員 この点に對して国警長官の御意見を承りたいと思ひます。私は何としても捜査といふものの責任を國會に對して負う一つのまゝとつたものがなければならぬと思ふが、この点はどう考へになりますか。

○鑑査委員(昇)政府委員 私もただいま大臣がお述べになりましたやうに、警察のいたしてありますことのうちで、捜査は、ただいま鑑査委員がおつしやいますやうに、最も大事な一つであると思ひます。また捜査のほかに、あるいは犯罪の鎮圧といふことも、非常に國の運命に關係する場合もありまして、きわめて大事な問題であると思へます。この捜査の適正、あるいは鎮壓の敏速完全、いふゆる警察全体についてどうしても国全体として関心を持たなければならぬといふ問題は、これは警察法の問題として検討せらるべき問題であると思ひます。警察の至らない点を警察官とも／＼に協力して直して行くといふ点は、非常にけつこうであります。が、検察官の監督下に置いてこれをやらして行くといふ行き方は、現在の刑事訴訟法の建前、いふゆる捜査の公正、人權の保障といふ面から考へて、いかがであらうかと思ひます。また検事の監督と申ししましても、やはり身分權等とも關係いたしますから、主眼はやはり警察法をどこへ持つて行くかといふ問題が根本であらうと思ひます。

○鑑査委員 警察法でどういうことになるか知りませんが、私は捜査という国の大きな行政の責任の所在を明らかにすべきで、甲の町のやり方と乙の町のやり方と違つてもやむを得ないのだというようにすることは、重大なる問題であると考えております。これはあとでまた質問すると思います。

そこで私ははなはだ法務大臣の前に置いてよくないが、世上言われることだから露骨に申し上げますが、この改正にあつて最も杞憂せられておるところは、検察ファツシヨになることである。一般的指示を強化し、さらに逮捕状の要求に対して検察官の同意を求むるということは、要するに捜査の実権を検察当局に移そうとするものである。せつかく新刑事訴訟法によつて、この点が分離せられたのを、もう一ぺん一手に集めようとするものである。そうすると、かねてから言われておる検察ファツシヨということが起つて、検察庁の権力というものは非常に大きくなる、その権力によつて国家の重大事をも動かすような危険がないか。これは率直に申し上げて、この改正案に対する非難の根本であります。かような非難に対しては、もちろんあなた方は、そんなことはないとおっしゃるだろうが、どういふわけであらうか。ないか、この点をひとつ明確にしておいていただきたい。

て、おつしやるような気持を持たないとは限りません。人間ですから、びんからきりまでありますので、そこで私も十分これは氣をつけてかかつたこととさせていただきます。今のお話のように公訴の遂行を全からしめ、そしてその前提となる捜査の適正を期するということであつても、これは必要事でありまして、個々の捜査のケースに、一々あししろ、こうしろということになります。これはおつしやるように検察ファツシヨという声も起るかと思ひますが、一般的指示を準則によつて示して、おそろくその具体的な受入れ方は、司法警察側で司法警察職務規範とかかに書き込むということになる。従つてごく簡単に言えば、捜査の第一次的責任者である警官は、検察官から見れば御苦勞さんであるが、公訴の遂行を全からしめるためには、捜査の適正はこういうわけでやつてもらいたいというのが、私は一般的指示であらうと思ひます。それ以上立ち入るわけがない、先ほど申し上げましたように、個々のケースを直接の目的として干渉する意思はない、ただ一般的準則というものの本質上、そこに個々のケースに精神的なといひますか、影響を与え、この程度ならば私は検察ファツシヨにならないのじやないか、もう一つ、先ほど逮捕状の請求にあつては検察官の同意というものは弱いものじやないかという御警告もあつたのですが、今の声のようなことを考えまして、同意ならばお互いに寄り合つて一つケースを考究するということになるので、検察ファツシヨということにはならぬいんじやないか、そういう意味を含めて、多少一部では物足りないようにお

つしやるのですが、同意という字が書いてある。しかしこの同意という字もたゞ／＼申し上げるように世の中で考へられる一番適当な字とも思つておりませんが、表現というものは二字にしか出ないので同意ぐらいにしておこつて、こういうことでございませう。精神は今申し上げたようなことでございませう。

○鑑査委員 国警長官に聞きたいのですが逮捕状を司法警察職員に委任しておいたら非常な弊害があるという場合が出、非難の的になつておりますが、一巡査までが容易に許される、これを一番恐れておる。われ／＼は往々に聞くのですが、任意出頭を求める、捜査令状を持たないで証拠の収集に行く、そのときにいつでもどこに令状があるのだが、こんなものは執行しない、任意にやればやらないんだ、もし行かないというならこれをいつでも出すと言つてひら／＼見せるそうですが、こういうやり方をするとすることが一番非難の的なんです。そこで私が承りたいのは、どういふ者までが任意にとれると思つておるのか、これに対してあなた方は弊害ありと認めておられるのか、弊害ありとすれば、どうすればこの弊害をためられるとお考えになつておるか、この点を承つておきたい。

○警務委員 政府委員 令状の濫用防止につきましても、われ／＼もかね／＼非常に大事な点として、これが濫用にわたらないように努力いたしておるのであります。国警側におきましても、また自警側におきましても、ほとんど漏れなく令状の請求はそれ／＼の捜査規範によりまして、署においては署長、各本部においては隊長の指揮を

受けることなしに令状を請求してはいけないということにいたしておるのであります。従いまして一巡査部長あるいは巡査が司法警察員になつてゐることもありますが、巡査が司法警察員になつて令状を請求し得る資格を持つてゐるところは少いのであります。しかしさうな場合におきましても、少くとも署長なりあるいは果の捜査課長の指揮を受けないで令状を請求したという事実があるならば、これは規律違反であつて処罰されるべきであります。われ／＼の方では、さうなものを見つけたら、さうなものは、処罰は厳重にいたしておるのであります。ただいまお述べになりましたような例は、私は絶無ではないと思ひます。もし過去においてそういう実例があり、すでに警察当局においてわかつたというものであれば、それは処罰されておると思つておるのであります。おそろく不心得な警察官がさういつた捜査規範を守らず、何らかのためにするに、事実は令状を持つていないにもかかわらず、さういふ風をしてやつたということもあり得ると思ひます。さういふこと、令状の請求はさういふにいたしておるのであります。私もさういふことは、この令状の濫用防止を一体どうすれば一番いいの、これをほんとうに率直に研究をし、そうして法律が足らないところをそこを補つて、そして非難に値しないようにやつて行きたい、かように考えておるのであります。われわれといたしましてはたとへば上司の指示がなければ令状をとることができないということになつておりましたが、今のようにな心得な者があつて令状を請求する、あとで懲罰をされても、これ

によつて実現された人権の蹂躪というものはおおいがたいのでありますから、司法警察員の中でも令状を請求し得る者は、もつと上級の階級に限定のできるように刑罰の改正をお願いできれば仕合せだ、私はさうに考えておるのであります。しかし法制審議会においてもこの考慮を与えてもらへなかつたのを非常に残念に思つております。また実際問題として令状の濫用というのは、これは法の適用を誤つたといふところがほとんど私はないと思ひます。というのは、とにかく判事がその疎明事項を見て令状を許可するのでありますから、むしろ法律上は令状を請求するに値しておるというものを、警察が職権濫用的な考え方から、ためにするために令状を濫用するといふことが、これが最もいけないのであります。この点は警察の監督組織の監督力の強化ということにまたなければ、この令状の濫用の防止はできない、かように考えます。

○鑑査委員 こまかくなりますが、この改正案を見ますと百九十九條の第二項の次に「司法警察官は、第一項の逮捕状を請求するに、検察官の同意を得なければならぬ。」これは同意を必要條件としております。しかるに次の項を見ますと、「裁判官は、逮捕状の請求が検察官の同意を要する場合において、その同意を得ないことが明らかとなるときは、逮捕状を交付しないことが出来る。」必要條件であれば、不適法だと却下するのがあたりまえだ。しかるになくてもできるところがあるに聞える。これはどういふ意味なのですか。何かそこに重大な意味がなかつたらかようなことはできぬものだと思

いますが、重大なことがあるのですか、それともどういうお考えでしょう、これは岡原さんに伺います。

○岡原政府委員 この点はなるほど、もつともな御質問でございまして、法制審議会におきましてもその点問題になつたわけでございまして、これはちよつと考えますとお話の通りでございまして、その手続に違法である場合はできないというふうに書いた方がわかりがよいわけでございまして。ただそれではどうしてこれをその場合でもなおかつ「発付しないことができる」というような表現にしたかと申しますと、実は逮捕状を出すについての裁判官の判断権については、従来いろいろ議論があつたわけでございまして、それでいわゆる不適法の場合において——これは適法でなければ問題なしにはねるわけでございますが、不適法の場合においてその妥当性を判断して裁判所が出すべきか、あるいは妥当性については判断権がないのかということについては、実は学説上争いがあることは御承知の通りであります。従来の裁判所のやり方もおおむねその妥当性の点については判断権がないというふうな態度で取扱われて参つたわけでございまして、今度の場合につきましても検察官の同意を要する場合において、その同意を得ていないことが明らかであるということになりまして、さてその場合に裁判官が一切の判断をいたして、そして逮捕状を発付しないというふうな全責任を裁判官に負わせるというのは、裁判官はいわばこの逮捕状の発付についての審査が間接になるわけでございまして、直接の資料を警察から持つて参る。それを検察官が見てどつち

かの意見をつける。同意しない場合にはおそれるその理由をつけて参るだろうと思ひますが、きょうの場合に裁判所においてこれを取扱つて調べてみたところが、全体の方式としてはこの点を除いては全部不適法である。しかも裁判所の判断でそれは非常に逮捕が必要であるという判断、中にはないでせるといふふうな点が「できる」といふたした趣旨であります。法制審議会でもいろいろ議論が出たのであります。が、結局きょうのことになつたのであります。

○職員の対してつばに捜査権を与えられておるにもかかわらず、そういう内規あるいは訓令をもつてしてその権限を制限するといふようなことは容認ならざるであらうと思ひますが、この点はいかがですか。

○鍛冶委員 私の質問はまだあります。寺島委員がお急ぎのようでありまして、そのあとでやることにいたします。

○花村委員 ちよつと関連して国警長官にお尋ねしたい。ただいま国警長官の御答弁によりまして、逮捕状を出すときは署長並びに隊長の承認を得なければいけないという内規がある、こういうお話でした。そういう内規があるのですか。

○花村委員 それはどうもたいへんなことですね。刑事訴訟法には、逮捕令状を請求し得る者は司法警察職員であると規定してある。しこうしてこの司法警察職員というのは警察官及び警察吏員であるということに相なつておるのですが、刑事訴訟法でこれらの警察

○花村委員 しかし刑事訴訟法からいへば、警察職員といふものは自分の責任において捜査ができるのであるというところをはつきり規定してあるのじやないですか。しかるにもかかわらずその捜査権を行使するといふか、逮捕状を請求するに警察署長の承認を得なければならぬといふような、そういう警察職員の執行行為を制限すること、刑事訴訟法に違反するものであると言わざして何でありますか。こういうことが悪いのです。あなた方はこういうことをいいと思うが、こういうことが悪いのです。アメリカなどへ行

○花村委員 内規ではあります。署長または隊長の指示を得なければ令状を請求しては相ならぬという捜査規範の訓令を出しております。これを遵守励行させておるのであります。

○花村委員 内規ではあります。署長または隊長の指示を得なければ令状を請求しては相ならぬという捜査規範の訓令を出しております。これを遵守励行させておるのであります。

つてごらんない。一例を言えば、われわれは法務委員会へ参りまして、法務委員会でも集めてあります赤化防止、共産党に関するいろいろの資料を見せたいといふ申入れをしたので、そこがその書類のすべてを扱う権限を持つておる人は一人の女事務員であつた。その女事務員がただちにわれわれを連れて行つてその重大なる書類を見せてくれるのであります。これはやはりその女事務員にその書類の保管に関する一切の権限をゆだねてあつて、そしてその書類については少くともこの女事務員が責任を持つておるのだという建前になつておるがゆゑに、上長の許可も得ずあるいは上長に話もせず、ただちにわれわれを連れて行つてみんを見せられた。こういうことで、その者が持つ責任といふものを重んずることであつてこそ、初めてつばな職務の遂行ができるのです。少くとも議會でつくつた法律において、逮捕状の請求は警察官吏が自分みずからの権限においてできるという規定をしておるのに、それを上長の同意を得なければいかぬとか、刑事訴訟法で与えておる権限を制限するとか、あるいはその行使に対して制約を加えるとかいふこと自体が悪いんじゃないですか。あなた方は逮捕状を厳正公平に扱はしむる意味において多分やられたことであらう。その心情を私はあながちとがめるものではない。それなれども、しかしその人に与えられた権限の行使に対して、上長が干渉をするといふようなこと自体が悪い。それであるから、この捜査権を持つておる者が、捜査権を濫用するといふような問題も起きて来る。これは上長に

相談してやるのだから、われわれの責任じゃないのだ、警察署長が負えばいいのだといふような頭になりがちなんです。こういうところから改めて行かなければ、警察官の逮捕状といふものの運行がうまく行かないのは、当然なんです。あなた方がこの逮捕状の運営について悪い範を示しておる、こう申し上げていいと思ふ。刑事訴訟法上、この警察職員に与えられた以上は、自分には全責任を負つて、自分の責任において、この与えられた権限を行使するのだといふ、そこに責任感と喜びと矜持を持つて當つたならば、逮捕状を濫発するといふようなことは、少くとも幾分か防止せられるであらうと私は考へる。それを、あなたの方のつたやうな行動といふものは、刑事訴訟法に違反しておるものではありませんか。それをし、あなたは違反しておらないと言ふのですか。

○齋藤(男)政府委員 私は現在の警察は、御承知のように刑事訴訟法によりまして、あるいは警察法によりまして、警察全体としての捜査の責任を持つておると思ひます。また下級警察官の行う捜査につきましても、この捜査の適否は、統轄責任者が負うべきだ、さうな建前になつておると思ふのであります。個々の警察官の上長の監督といふものを法律が否定しておる、かように私は私は考へておらないのであります。また実際面をいたしましても、相当嚴重な指導と監督を加えるといふことは、捜査の適正を期する上から必要である、かように考へております。また刑事訴訟法の百八十九條におきましても、「警察官及び警察吏員は、それぞれ、他の法律又は国家公

安委員会、都道府県公安委員会、市町村公安委員会若しくは特別区公安委員会の定めるところにより、司法警察職員として職務を行う。」とありまして、もちろん、刑事訴訟法においても与えられた権限を否定するような定め方には相なりませんが、この権限を適法に行使するために、他の法律なり、またたいたい申し上げました公安委員会その他の定めるところによつて、職務を適正に行わしめるというきめ方は、刑事訴訟法においても認められておる、私はかように解釈をいたしておるのでございます。

○花村委員 警察官の監督、指導に關することは警察法によつて、下僚の行為に對してその上長が責任を負わなければならぬといふことは、行政組織の点から言つて當然なことで、こんな當然なことを私はあなたに聞いてゐるのではない。刑事訴訟法では、上官、下官に關する監督、指示に關する規定を設けてあるべきものでなし、またないことも明瞭であります。少くとも逮捕状を請求し、あるいは発行するといふ捜査權に關することは、刑事訴訟法の規定ではありませんか。刑事訴訟法の百九十九條に何とありますか、あなたよく見てごらんないさい。司法警察職員は、いづれも逮捕状を請求する権限を持ち、捜査權を持つておることは、明瞭なんだ。この刑事訴訟法上与えられた権限を、ほかの警察法で制限し制約するといふようなことができませんか。百八十九條は、警察職員といふものの定め方を規定したものである。もちろん司法警察職員であるから、この警察法にのつとつて、行政的監督、指示の系統のもとに働いてはおるのだ

が、しかし少くとも捜査權に關する刑事訴訟法上の問題に對しては、刑事訴訟法の規定に從つて行かなければならぬことは明瞭じやありませんか。

○齋藤(具)政府委員 ただいま申し出ております通りに、刑事訴訟法において与えられておる権限を奪つてしまふといふことは、私はできないと思つております。従いまして、先ほども申し上げましたように、今司法警察吏員といふものを公安委員会が指定をいたしましたら、その司法警察吏員は、みな令状の請求ができるという資格者になるわけでありまして。しかし司法警察吏員の中で、令状の請求のできる者をさらに公安委員会が区切るとか、法律で別にできるといふようにしていただくと、必要じやなからうか。そういうような権限を剝奪しようといふことは、指導、監督といふ意味からいへば、私はできないと思つております。しかしその権限の行使を適正にするために、上司の指揮を受けるということ、私は刑訴の精神を没却するものではないと思つております。検事が起訴、不起訴を決定されるにあたりまして、あるいは最高検に對する稟議事件——こういうものは稟議すべしという訓令が出せる、また出しておられると思つております。これは私は刑訴には定めてないと思つております。

○田嶋委員 議事進行について……実はこれは重大な法案で、相当慎重審議をして行かなければならぬ問題だと思ひます。各委員に十分言わして、十分聞きをお願いしたいと思います。それには一定の秩序がなければならぬと思ひますので、どうも鍛冶君の質問、

花村さんの質問を聞いておりますと、このままの状況だと、何日かつても審議のめどがつかないように考えられます。そこで私は、先ほど理事会でまとめたから、ここで委員に提案するのです。大臣も相当お忙しい身ではありますから、できれば大臣を中心にした一般的な質問を十分尽して——それにはもちろん関連質問がございまして、それから、それに関連した各府委員の答弁がなければならぬですが、一般質問として大臣を中心にした大きなところで十分尽していただいて、それが終つてからまた逐條的な各府委員に對する質問——そのときには大臣に休んでもらつてもいいですが、逐條的にこまかく入つて行く、こういうようなことで、ひとつ議案の審議を軌道に乗せたいと思ひます。(「そういう方針じやないか」と呼ぶ者あり)もちろんそういう方針で行つてゐるわけでしょうが、どうもきよの質問を聞いておりますと、大臣に對する質問よりも、政府委員に對する質問が多いようです。これはちよつとどうかと思われ

ますので、皆さんの御同意を得て、そういう方針でございまして、それを御確認願つて、大臣を中心にしたことでやつて行きたい、そういうことでお諮りを願ひたいと思つております。

○小林委員 花村君、もつと続けませんか。

○花村委員 それでは私はまたあとに譲りますが、國警長官も、この問題をもう少し研究される必要があると思つて、そういう難題な頭で刑事訴訟法を執行されることが、ひいては禍根を残す原因だらうと思つて、でありますから、もう少し真剣に取組んで、やはり

下僚は下僚としての自主的立場を認め、遂行させる。そしてそれを高いところから監督し指導して行くといふ、やはり刑事訴訟法の精神をとりませんと、ただその責任のことばかり恐れて、警察署長といふものはみんなそうだ、部下のことや國家のことよりもまず自分の責任をどうして痛めつけられないようにして行くかといふことを考えるのはなか／＼神経過敏ですから、そういう方面にとらわれることがやはりこの逮捕状の執行に對しては、非難を受ける原因であるといふことを、あなた方はやはりよく研究しなければだめです。そういう点についてまだ質問があるから後に留保しておきますが、あなたももう少しそういう点を真剣に研究しておいてもらいたい。

○寺島委員 寺島君。

○寺島委員 いわゆる刑法並びに刑事訴訟法といわれる法律制度に對しましては、まづたくのしるうとでございまして、私が、特に生涯初めてわづらひました長き大病の疲弊の身をかかつて、一言御当局に御答弁を願ひたいと申しましたゆゑは、今回提案せられました刑事訴訟法の改正案が及ぼすところの政治的影響に對して、後日深き憂ひを残すものではないかといふ考えからかゝつたものでありますといふことについて、御了解願ひたいのであります。従つてただいま動議にございまして通りに、まず私の一般質問といひましては、犬養大臣に對する三点と、まづたく右大臣に對するところの関連事項であります点に對して、検事總長に對する一点、國警長官に對する一点、これは大臣中心主義

の質疑でありますことは明々白々であります。大臣列席のもとに、重復を避けんとし、私は御答弁を伺つて行きたいといふために御質問するのであります。

第一点、犬養大臣に御質問申し上げたいことは、私どものかつて青年時代に學びました支那の古いことわざに、駑馬驚くなれ時の変改、一榮一落これ春秋、大臣もまたおおむねかかる漢籍にはお馴染み深いこととでございまして、別個の感慨をお持ちになつてゐることであらうと思ひますが、まことに時代の変遷といふものは、本来無一物の空に絶對の奥をきわめるという禅の境界にも入らない限りは、これは到達し得ざる境地であることを私は考えるのであります。あたかも私が第一回に當選いたしました當時に、日本進歩黨の一陣笠をいたしまして、時の日本進歩黨の總務會會長をいたしました。ただいまの犬養大臣が、時の日本進歩黨を代表してなされましたところの新憲法に對する賛成討論の光景を、あたかも七年の春秋を経たる今日、まざまと胸奥に私は思ひ浮かべずにはいられないのであります。私はあえて大臣のこの名所論に對する速記録を引用いたそうといふ失礼をいたすものではございませぬ。ただ私の忘れ得ざる記憶のかたまたま犬養討論の所論をつまづつて参りますならば、當時私ども貧弱なる青年政治家でありましたが、吾人をして肯綮せしめた理論的背景は、明治維新においては政治機構の近代化が本格的に行われた、しかしながらか

んじんの社會の近代化はこれに伴うことができなかった。その弊害をここに超克いたしまして社會の近代化を本格

的に行おうという熾烈な御抱負であつたと考へるものであります。特に基本的人権を見詰めて、大憲法に基いては特に考へ深からうと存念いたしますところの軍閥なる権力の形態を越えてあらゆる権力をここに分散いたしまして、権力分散の思想をここに確立いたし、再び権力思想が政治思想の中に浸透して参りますことを断じて防ごう、こういう賢明なる大臣の当時の総務会長としての御討論を、私は今なお耳朶の奥にやみがえらせることが出来るのであります。申すまでもなく大憲法論の、かかるほうはいたる全国的な要請は、ただいま最も問題となつております警察制度に対して容赦なき鉄槌を加えたことを私は思い起すのであります。当時内務省なる最も全国の俊英を集めたりと称したる機構が一瞬のうちに飛び去つて、その内務省機構の爆風音であるといわれまして警保局を中心とした全全国的な警察網は、すでに行政の主管をいたしておりました民生行政に對しましては、厚生省を中心として、その出先官庁である保健所に分散せられ、あるいはまた交通運輸事業に對しましては陸運管理事務所なる一つの機構に分散せられまして、申してはまことに恐縮であります、わづかに防犯でありますとか、あるいは司法警察でありますとか、残余若干のものを残して、ついに巨城が大きな地盤を打つて倒れるような感慨にも似た形で改組されたことを感慨深く思い浮べるのであります。これに對処せられ、しかも中道政治をたくましく打立てられ、中道政治の意味が今日の巷間に流布されておりますところの考へ方とは違つておつて、当時の最も客

觀的妥當性を含んでおる政治イデオロギーの中核であるこの修正資本主義ないしは中道政治の指揮者としての大憲法大臣の姿は、かつてヨーロッパの十九世紀に見たような民主主義の情熱が、大衆の一人々々の胸の奥底を焼き尽しておつたのであります。しかしながらわづかにその間春秋七箇年の歳月を経た今日、逆コースの思想が端的にわれわれの肌膚を脅かしておりますが、その最も直截的な現われを感じますのは、私は本改正の趣旨であらうと考へるのであります。

○小林委員長 予算委員会の方で大臣を呼んでおりますから簡潔に願います。

○寺島委員 しかば私は書きました原稿を離れまして端折つて申し上げますが、ただいま佐藤検事総長もおいででございますが、終戦直後においては最も権力が温存せられたと申しては恐縮であります、比較的温存せられた世界というのが檢察御当局の世界であつたと私は考へるのでございます。かかる檢察總長を中心として全国的な檢察網というのはいささかのことなく、その考へ方、運用の方針は違つております、すなわちその組織というものが全国的に網羅されておつたものであらうと私は考へておるのであります。後段においてさらに質問を申し上げますが、ただいま佐藤總長と鐵道委員との質疑応答の一々を同つておきますと、結局において司法警察官といふものは檢察官といふもののアシスタントに持たれるのだ。大臣たたいまお聞き通り、佐藤總長は、アメリカ式の檢察思想へのあこがれは持つておるのだ。しかしながら日本の現状においてははやむを得ないからという、これ

は清盛のよろいのそでではございませうが、明白に旧刑事訴訟法へのノスタルジアをわれ／＼はここに感得することのできるものであります。よつて私は假令込んで大憲法大臣にお伺いを申し上げたいと思ふことは、この結果どういふことになるかという、現在最も排撃し、かつ七箇年前にあの議政壇上で精神を傾けた、あらゆる権力の水平化を考へて、わが国の民主主義を達成せしめようという考へ方からはむしろ逆の方向をたどりまして、これは純粹なものの考へ方から申しますと、結局におきまして、いわゆる司法警察官といふものをアシスタントといたしますところの檢察當局という龐大なる力を持つという結果になり、さらにまた現在の法律をつまぐりますならば、いわゆる保安大臣といふものもまた結局内閣總理大臣の指揮下に属するということに帰着いたします。そうすると、私の裏聞なる法制史の視野から考へますると、かかる龐大なる権力の突破口が貫通いたしましたと申しますことは、山崎闇齋が確立いたしましたと申されておりますところの徳川幕府の考へ方ないしは源頼朝の征夷大將軍のあり方というものにも相なりましようし、ないしはこれを通俗的に申し上げますならば、全国の國家警察の職員といふものを結局錢形平次に例えたいと申す、恐るべき権力政治に陥れるという危険を肌膚に感ずるのでございまして、最もこゝういふ問題に對してはシャープな感覺を持つておられると信じます大憲法大臣の率直なる御答弁を煩わしいと存じます。

○大憲法大臣 いろいろ御忠告を讀んで承りました。ありがとうございませう。

本改正案を提出いたすに至りました経過を御了解を求める意味でちよつと御説明いたしておきたいと思ひます。これは法制審議会に長い間かけましては、裁判官もありません、在野法曹の代表もあり、各大学の法律學者、それから檢察官、國營、そういうふうになつておりました、そこで協議、審議の上、大体皆さんに御納得のできたものだけを出して見たものでございまして、従つて人権擁護の惣方針であられます在野法曹も、この改正案については、私のところのたゞ／＼お見えになつておりますが、さしたる御反對がないのみか、大部分についてはできるだけ協力して意思疎通をはかつて行こう、こういうような御意思でありまして、決して法務省、檢察官が独断にこの改正案を書いて、世間に諮らず提出して御審議を願つておるといふわけではございません。

そこで原則的に、寺島さんの御心配も私の心配と同じであります、檢察官をアシスタントにしてもいけない。司法警察官を檢察官の旧刑法のもとで毛頭助手並に扱ふというやうなことを毛頭考へておりませんが、私の聞き方でもさぞかし不十分な点があつたと思ひますが、この点が助手になつておるか、よく御指摘くだされば、私の方の考へも申し上げてみたいと存じます。先ほど来ほかの委員の方に答弁申し上げておる中で十分触れたと思うのでございしますが、そういうことは全然考へておりません。御承知のように捜査を適正にし、公訴の遂行を全からしめるために、檢察官は準則によつて一般的

の指示をするにとどまつておりまして、第一線、捜査についての第一次的責任者としての司法警察官の捜査してゐる個々のケースに干渉する気は毛頭ないのであります。これは先ほどからたび／＼申し上げておることでありましたが、あるいは遅れてお見えになつたかと思ひますが、お見えになる前にそういう説明をしておるわけでありまして、それからアシスタントと言へば、檢察官と警察官の關係のある問題点は、もう一つ逮捕狀の請求にあたつて、司法警察官は檢察官の同意を得ることになつております、これは原案は承認というところになつております。私もまつた／＼おつしやるやうな氣持で、承認ではアシスタントが先生の承認を求めるといふ感じに、どうも字の感じがそういふ感じがする、それで同意といへば同等だといふので、同意に直したやうなわけでありまして、まあおしかりのやうな精神のもとに私も承認を同意という字に直したり、御趣旨とはまつた／＼沿つたつもりでこの改正をやつておるわけでありまして。

○寺島委員 大臣に時間がないという話ですからどうにもいたしたかたがございせんが、私の申し上げる意味が率直に通じなかつたという表現の悪さということがあるいはあるのではなからうかと思ひますが、聞き返すのではございせん、私の言うことを明確にどうがどうなんだ、こういうやうにあなただけになるから私は申し上げるのです、実は私の申し上げるの、いわゆる當事者主義でよくよく發展しようとしておるところの日本の刑事訴訟法が、遂に職權主義の逆コースにもどつて行くのか、そのイデオロギーは一

第二点は検事総長、第三点は国警長官の御答弁をいただいて後に大臣に伺ひすればよろしいのでございましょうが、その時間もないようでございますから、それを飛ばしまして、国警長官並びに佐藤総長に対する質問は、大臣に対する質問が終つた後にいたしたいと存じます。

おりますところの性悪説、さらに同じく孔子、孟子、特に周禮の思想に展開せられておりますところの性善説と、東洋においては二つにわけられると思ひますが、かかる御無礼な御質問を申し上げますのもいかがかと思ひますが、大臣は性善、性惡のいずれの考え方をとおとりになつておられるか伺ひたい。

本然の議論を元にもどしまして、佐藤検事総長に私は承りたいと思うのであります。佐藤検事総長がただいま鑑泊委員との問答の中に、いみじくも展開されました考え方の多くは、大体過ぐる七月八日の朝日新聞の紙上に検事総長が、あるいは談話でありますか、談話でなくてこれは原稿でありますか、

に当事者主義の刑事訴訟法の達成は夢  
 見ておる理想であるが、日本の現況に  
 おいてはこれができないから、まあこ  
 ういう改正になったのだという考え方  
 は、結局職権主義のいわゆる刑事訴訟  
 法の考え方——私は犬養さんとはや  
 りずらいのですが、犬養さんの申され  
 た考え方、いわゆる逆コースと指摘さ

とところで検察官というものは、しか  
らばさつき私は、検察ファッショが起  
らないかということを大臣に客弁を煩  
わしたが、その御答弁たるやきわめて  
抽象に墮したのでございまして、やむ

考え方なんです。私は犬養さんの所論の冒頭に申し上げましたところの檢察フアツシヨ抬頭の原因になりかねない。言うなれば第一点、あなたが考えられるところの、あなたは明確に日本の将来の刑事訴訟法の骨格体系はいわゆる現段階においてはやむを得ないのだ。よつてこれは職權主義の考え方に逐次改めようとする所論のもとに、かかる議論を展開したものでないやというところに対するあなたの、佐藤さんの明確なる見解を第一に承りたいとともに、第二点は、かかるきわめてその視野の狭い、そういうことを申しては恐縮であります、きわめて視野の狭い専門家であるこの檢察官が歴大なる権限を持つておられる。歴大なる権限をいかにして檢察官としてはコントロールせられるのか。かりに背後に法務大臣のもとに檢察官以下まさに源朝以来の歴大なる権限を持つているものがでる上るんだ。第三点として聞きますと、大抵刑事訴訟法というものはサイエンスであると言つて間違いないので、これは決してフィロソフィでも何でもありません。サイエンスであるならば、一個のサイエンスは他のサイエンスと並んでおりますところのサイエンスと相提携、と言つては恐縮であります、その甲のサイエンスと乙のサイエンスの結び目が明確に行われることによつて、これが普通適當の考え方として行使せられるのであらう。私は厚生委員長をやつて、精神衛生法の立法をいたした経験がありますが、こういう経験で個人的な問題並びに特定の問題は本日は絶対に申し上げません。総長にもづけ／＼申し上げましたが、私は実に不愉快な思いをいたしました

體驗を持つてゐる。寺島隆太郎は道徳の精神衛生法について、たとえここに精神医学の患者を拉し来るならば、抑鬱性分裂、進行性分裂、本来的分裂の三症に明確にわけられ、これは客観的に、具体的にここに臨床のもとに行われなければならないにもかかわらず、こういう鑑目に対して、今日それを見ましても、ここに具体的な、科学的な脈絡、連絡なく、いわゆる檢察の公平化を考へるというところは、逆コースの波、逆コースの風潮に乗つて國警の評判をきわめてあしきという好個の事例をとらえて法制審議会のもの考え方、そのオーソリテイをもつて國會議員の所論、考え方を甲にし乙にせんとすることは、大なる冒瀆と認めらる。こういうことを超克して所論があるべきだと思つて、こういうことのもに行われておられるのが今日の刑事訴訟法の考え方ではないか、アマチュア、まづたのアマチュアである、刑事訴訟法の刑の字も知らない寺島隆太郎、かくのごとく國家の前途を心配するゆえんの問題に關して明確なる御答弁を檢察官佐藤藤佐氏より承りたい。

○佐藤説明員 ただいま寺島委員から刑事訴訟法の一部を改正する、將來權力集中の弊に陥らないかという御心配のお言葉をるる拝聴いたしましたのであります。私も長い間の討論を重ねて参りました法制審議会の経過から見ても、毫も權力集中とか檢察フアツシヨというようなおそれはないものと確信いたしております。もし寺島委員の方で、條文のこういう点が將來權力集中になるおそれがあり、檢察フアツシヨの弊に陥るということを御指摘くださるならば、あるいは私も考へ直す、あるいはさらに研究を要するやうな場合があるだらうと思ひます。けれども、今のところ私はこの改正案を見まして、決してそういう御心配はない。どうしてそういう御心配をなさるかというその杞憂のほどもお察しいたしかねるのであります。ただいまかような刑事訴訟法の改正をする、職權主義になるおそれがある、せつかく現行刑事訴訟法で當事者主義に重きを置いてゐるのが職權主義になるおそれがあるというやうなおそれをおつしやいしましたが、この点も私はまづたよく理解いたしかねるのであります。私から刑事訴訟法の基本的な構造を申し上げてはまづた恐縮であります。私が、現行刑事訴訟法で、職權主義を非常に加味した旧刑事訴訟法に比べて、公判手続なのであります。公判手続の進行上、從來の職權主義を後退さして、當事者訴訟主義を非常に重く加味したというところは確かでございます。その線はこの刑事訴訟法の改正案でくずしておられないのでございます。

先ほど來問題になつておられるのは、捜査の段階における警察、司法警察職員と檢察官との關係であります。これは旧刑事訴訟法以來いわゆる職權主義で、捜査をいたしておるのであります。現行刑事訴訟法もその建前をとつておるのであります。決して現行刑事訴訟法が捜査の段階において全面的に當事者主義に重きを置いてゐるというふうには思へないのであります。ただ捜査の段階において最も人權を尊重しなければならぬということは、刑事訴訟法の第一條の目的として掲げられてゐるものであります。あるいは私も、人權を尊重しながら、個人の基本的人權を尊重しながら捜査を進める、事實の真相をきわめて、そして適正な刑罰権を執行するやうにすることが刑事訴訟法の第一條に明定してあるのではありませんか。その大方針に基いて現行刑事訴訟法が構造せられております。この基本的な構造には今度の改正案は何ら私は抵触してゐるものとは思へないのであります。言葉集りをとらえるやうではなはだ恐縮であります。職權主義といふのはこれはよくいわれておりますけれども、捜査の段階で現行刑事訴訟法が職權主義を當事者主義に全部改めた、しかるにこの改正案が捜査の段階において、せつかくの當事者主義を後退させて、職權主義が君臨をするのではないかと、やうな御心配は、私は御無用と思つておられます。それからお戦前の警察と檢察との關係については、申し上げるまでもなく御承知と思いますが、戦前のいわゆる刑事訴訟法時代におきましては、犯罪捜査に關して司法警察官はすべて檢察官の指揮を受けることになつておりました。しかしながら警察官の身分については何ら權限も監督権も持つておらない。捜査については全面的に指揮することのできるとあつても、戦前の警察の運用または檢察と警察との關係をごらんくださいますならば、全面的に指揮できたであらうかと、やうなことをお考えくださいますならば、制度の上において全面的に指揮すべしとなつておつても、實際はできなかつたのではないかと、思ひます。この新刑事訴訟法になりまして、やうい

全面的な指揮権はない、捜査はお互いに協力してやれ、しかし協力してやるべきであるが、そのばら／＼にやつた捜査をどこでそれが統制をし、調整をして行くかということが現行刑事訴訟法の百九十三條ではつきりきまつておるのであります。ただその百九十三條を解釋上異議を述べる者があるから明確にするというだけでありまして、百九十三條第一項の字句を明瞭にしたからといつて權力集中とか檢察フアツシヨといふやうなことは、どうしてそこまで因果關係が及ぶのか、ちよつと了解いたしかねるのであります。

○寺島委員 權力集中がいかなる理論的な展開を経てその因果關係に及ぶか了解がいたしかねるというが、具體的事實をもつてあなたに御答弁を求めてゐる。檢察官はきわめて視野の狭い専門家、乃公出ずれば畜生をいかにせんといふのがテン・パーセント、これは言えるのだ。全部が全部ではない、檢察官といふのは相當な御人格の方と私は考へておりますが、最近私が思ひます、新たにしてゐる事例にかんがみて、一割くらいはそういう考え方からやれ代議士なんといふものはとんでもないやつだからぶち込んでしまふとか、どうしろこうしろ、やういふ考え方に發展するんだ。やういふのは法文の一條々々の陰に隠れて、百九十三條云々という問題ではなくて、結局權力集中を來らしめるであらうといふことを私は申し上げてゐる。これはいわゆる逐條審議の段階において申し上げます。本日は一般の、この法律が施行せられたあとにおけるところの社会的、政治的影響を

私は心配いたすがゆえに、總長なり大臣なりに御質問をいたしております。

〔鐵道委員長代理退席委員長着席〕あるいは私の考え方に対してあなた堅白異同の弁であるというふうな見方をしているように考えられるが、吾人をもつてすれば法務省、検察庁の役人といふものにかつたら始末に負えない。堅白異同の弁で、白いものが黒いものになつてしまふということ、私は方々の委員会をまわつておりますが、率直に言つてそういうふうには考へます。これは意見の相違と思ひますが、そういう意味でお尋ねしておるのではありませんから、どうぞもう一ぺんお答えを願ひたい。

○佐藤説明員 寺島委員がお考へ、將來を憂へまして権力集中であるいは檢察フアツシヨに陥らないようにといふ御説明は、これはありがたく私も服膺しなければならぬことでありまして、現行刑事訴訟法の運用にあたりまして、また改正法が通過した後の改正法の運用にあたりまして、御心配の点がないように十分氣をつけたと思ひます。ただいま検事の部に非常に見識の狭い者があつたといふことを申されましたが、これはおそらく皆様から御非難をされるような見識の狭い者も、大勢の中でありまふからあると思ひます。またあなたによろしいが、ある特定の事件の取調べにあつて少し行き過ぎをしたあるいは非難に値するやうなこともなきにしもあらずと思つております。しかしなるべくやうなやうなことに、私どもは檢察権の運用にあつて注意をいたしてあります。それでそういう一部見識の狭いあるいは行き過ぎのあるやうな運用をす

る檢察官がおるから、檢察官に捜査の調整なり統制をさせるというこはいいけない、やはりばら／＼な捜査にして

おく方が国民の納得の行く捜査、安心の行く捜査ができるということでありまふと思ひます。しかしながら現行刑事訴訟法ができるときには、ばらばらの捜査にしておつたのでは適正な捜査を期したい、公訴権を適正に遂行するために捜査の段階から調整をとり、統制をとつて、そうしてつづけて行かなければ適正な刑罰権の実行を期したい、こういう考へ方から現行刑事訴訟法の百九十三條ができておるのであります。百九十三條をつく

る當時においては、おそろく寺島委員のやうな考への方もあつたと思ひますけれども、ただいま申し上げましたやうに、ばら／＼の捜査についてこれを統制をとり調整をとり、適正にしてうとするために百九十三條はできたのでありますから、私はどこまでも百九十三條を設けられた趣旨に従つて運用し、また百九十三條の精神を明確にするために、かような改正をするのが適當だ、こういふやうに考へております。

私は若いときにかつてジャーナリストから国会議員になつた経験者の一人として、今日の光景はかつて濱田國松氏が本会議場において時の寺内首相と

將といたされたかゝる問答がほふふとす。この氣運いずこにありやまに山の中にあつては廬山の面目を知ることとはかたいと言われているのでありますが、この点は逐條審議の段階においてさらに伺ひたいと思ひます。ただいま法律論でどこがどうなんだ、こういうことを言われて、そういうことはな

いとお話だつたから私は申し上げません。そういうことについては、私は逐條審議の段階においてさらに御意見を承りたいと思ひます。

は一ぺんで通ります。これがやういふところへ来てにつちもさつちも行かないでものを言うやうな、四角四面の水

くさい議論を聞くために、私はわざわざ岡君に出て来ていただいておるのではないのです。しかもこれが、ほん

がなされておる。しかもこれが、ほん

るといふことは、実は、この法律の運用が完全ではなかつたといふことにな

りはないか。さつき花村委員が言われたが、彼は専門家で、六法全書をつまんで、アメリカさきまがどうのすべつたのといつてあなたに御質問を

なさいました。やういふ所論が出て来るやうになつたといふことは、これは

しておきますが、大臣は警察の方も非常によく理解をされて庇護をさせていただいております。この点は私は感謝をいたしております。ただ警察と法務省と完全に了解できない案がどうして出なければならなかったという事は、これは法制審議会がすでに通つておりますし、また内閣に設けられた法制審議会の成案を得られたものにつきましては、大臣とされましては一応それを尊重せられるという気持も私はよくわかつておるのであります。またわれわれの意のあるところも相当くみとつていただいております。その意味におきまして私は必ずしもわれ／＼の方をあまり扱いにしておられるという感じは持つておるわけではございません。ただ問題は運用よろしきを得ておつたならば、こういう点はなかつたではないか、ことに逮捕令状の請求、これは濫用がなければこういうことはなかつたであろう、まずこれにつきましてはわれわれ警察側の教育の面、監督が不十分であつたという点もわれ／＼十分自戒をいたしておるのであります。また檢察側から見られて、こういう濫用があつた、こういう点についてこういう注意をしたらよろうという御注意を、もつといただければよかつたであらうと私は思つておるのであります。ただわれわれといたしましては、たとえばこの法案が法制審議会に出されます前におきまして、警察と関係のある部分につきましては、これらの点をいかにすればほんとうに国民が納得されるようなものになるかよく研究をして、そうして法制審議会の案にして出したい、たゞくことができればこういうことにもならなかつたであらうと思ふのであ

りますが、そういうた面の連絡が不十分であつたのではなからうか、これはわれ／＼の方も責任があるとも考えられますが、法制審議会は全然われわれの側の同意なしにきめてしまつたものですから、こういうふうになつて来たわけでありまして、逮捕権の濫用の防止につきましては、私は事実檢察側と大部分は事前によく連絡をいたしております。また警察側のみずからの監督というものは、先ほど申し述べましたような方法において、今後ますます自戒をして行くことによつて、皆さんの御期待に沿えるようになり得る、かように考えておるのであります。百九十三條につきましては、解釈点でわれわれも少し法務省側と協議する点が残つておりますから、これは逐條審議のときに申し上げますが、これも私は連絡協調よろしきを得るならば問題はないのだと考えております。

○寺島委員 私に藤藤さんの説明にはあまり満足しないのですが、しかしきよりの藤藤さんの態度は檢察庁の人々よりはまじめな態度であつたように思ひます。結局こういう事態を引起したことは、機構ではなくしてむしろ法律の運用が悪いからである。この問題については、実は私は在野法曹の相当な長老に意見を聞いたのです。それで実は佐藤さんにお伺いをいたしましたのが、あまりつづつけんどんに言われたからついで私もうこういうことを申し上げたのです。これが檢察長に對してもし礼を失しておるとすればおわびをいたしておきますが、どうぞ私の衷情の存するところを御了解願ひたいと思ひます。これはさつき花村さんも御注文をなされたが、それは別個に、こい

ねがわくは自警、国警はいわゆる當事者主義が刑事訴訟法の骨格体系をなすわが国の刑事訴訟法に、清新の天地を大義法務大臣のもとに打立てるフアイトを燃やされて、どうか逐條審議にお備えあらんことを願ひたい。

大義法務大臣がせつかうおいでくださいましたので申し上げますが、大臣は、お前は何條を聞くのだというように仰せられますが、実は私は、法律の背後に流れていくところの思想的背景についてお尋ねしているものであつて、何條という具体的な法律の條文に従つて聞いていくわけではないのです。つまり、刑事訴訟法とは切つても切れない關係にございまして、その陪審の問題についての總括質問でございまして、命題を先に差出さなかつたという点に多少の誤解があつたかもしれません。誤解と申しますか、私の寸足らず、百足らずのところがあつたかと思ひますが、陪審制度について私はまず申し上げたいのであります。英米の法律の思想において、民衆の輿論が最も大切なる裁判の中に入つていないといふところから、ここにいわゆる陪審の制度が考えられたわけですが、そこで、私もしろうとでありまして、しかし、しろうとが横目に見た考え方というものは往々世を裨益し得る例もあるといふ点でどうぞ御記憶にとめていただきた。私、大正十二年の刑事訴訟法の連記録を見たのでありますけれども、その當時は、大義法務大臣の先代が最も政界において御活躍なされたころでありまして、ただいま最高檢察庁に、私は顔は見たことはないのではありませんけれども、花井忠さんという人がおられるやに聞いておりますが、その人の先

代などもその時からきわめて活発なる所論をなしてこれを取上げておるのであります。故事に、士たる者、わかれて三日見ざれば面目してこれを見るべしと書いてありますように、大臣たるもの、一年間も法務大臣をやつたら大いに面目して見るべきである。ところが犬養大臣に、お前は法律の何條を聞いていたのだと言われれば私はびつくりしてしまつたのであります。大臣の本領はむしろ政治家としての一個の見識にあるかと思ふので、何條だといふようなやばなことは私はお聞きしたくないのであります。

そこで、あなたは性善の考え方をとおりになつていくのだが、性善の考え方をとおりになつていくとすると、法律の中で性善、性悪がどこに通ずるかといふと、支那におけるところの周禮の性善の思想に結びつくのであります。これはアメリカのことなどやイギリスのことをやると、隣におる岡原君は頭がいいからべつちやんこにやられるからやめておきますが、周禮の考え方の中に三刺、三宥、三赦の法といふ考え方があるのであります。これは四書五經の特に四書までの段階ですが、これをデイスカッションするとなかなか今の法務省の方にはわからない。この間の逐條審議の説明のときにも、これはとてもつづつくりしたのです。五經くらいになると相当の漢文学者も読んないでないので別ですが、ともかく、周禮の中には三刺、三宥、三赦の法といふ考え方があるのでございまして、その中に、一度は群臣に聞くがいい、再度は群吏に尋ねるをいい、三度は万民に尋ねるをいう云々という文句があるのであります。その思想体系をなすものこそは、言うまでもなく、断獄は民情を得ざれば大害ありでありまして、これを演繹いたしましたものが孟子の考え方であつて、大臣がおとりになつていく性善説の中に、左右みな殺すべしというも聞くことなかれ、群臣みな殺すべしというも聞くことなかれ、國人みな殺すべしというも、しかるのちにこれを察し、殺すべきを見出しかるのちにこれを殺せよという句があります。この句は、錚々たる當時の一個の政治家である孟子の獨立の思想ではなくて、いわゆる周代の禮記の考え方を孟子が演繹いたし、この考え方が隋唐に及び、隋唐の思想は大空律令となり、わが国の明治までに及びまするところの諸般の法制史の骨格構造をなし得ましたといふことであります。この考え方は、支那の考え方の中に周禮の中にすでに――すなわち、當時の支那の初代思想発展のその奥にすでに陪審制度の考え方があるたものであるといふことを東洋における漢学者がきよくに所論を生かしておるのでございまして、ところで、せつかくのこの周禮の法を用いてしかも失敗したものに王莽という政治家がありまして、大臣も御存じだと思ひますが、王莽がこの周禮の考え方をうけて失敗せるそのあとに王安石という者が出て来るのであります。なぜこれは失敗したかといふと、周公が苦心さんたん論じてつくり上げたところの周禮の中に論じている陪審制度、その陪審制度を取入れなかつたために失敗したのであります。つまり、断獄は民情を聞いてやらなかつたために失敗をいたしましたのであります。私のお知合いと申しては怒ら

れるかもしれませんが、私どもがかつて御指導をいただいた大臣よ、法務大臣というやつかいな御商売——と言つては恐縮であります、さようなものを引受けて、願わくは王葬の失敗を繰返すことなけれ、王安石の失敗を繰返すことなけれ、すなわち、陪審の考え方に對するあなたの所論いかん。

○犬養國務大臣 お答え申し上げま  
す。陪審の問題は私も学生の時分からやつておりますが、御承知のように若槻さんが生前非常に熱心でありましたために、陪審制度を社会に徹底させるという意味で、有名なドレヒューズ事件の記録を翻訳されたことがあります。私も当時それを読んで、なるほどこれは一般人民の考え方を法廷に反映させるという意味で非常に意義の深いものだと思つたのであります。就任以來たまた／＼陪審問題などが、まだ試案でありましたが、出まして、その問題に触れたこともございます。法務当局から言いますと、陪審制度というものは、一審、二審の審級の根本問題に關してもいろいろ問題が残つておりますが、証拠法の關係からいつても今の法律ではまかないきれないものがあるというので、にわかこれを取上げるといふところまで機が熟しております。結局これは法制審議会にかけて広く社会の知識を求めるといふことにならるのであります、寺島さんの言つておられる御趣旨はよくわかりますから、今日この委員会を終えてからまたよくその点について考えたいと思ひます。

○寺島委員 この間実は岡原政府委員が逐條審議の過程で、黙秘権を御説明になつておられるのを私はここで聞いてお

つた。なるほどこれは憲法の條章に抵触するものにあらず、かく／＼するところがあつて捜査の上においては便利であるという御説明があつた。私はとてもこれは通常のデイスカッションでは、これは白いものを黒いと言ひくめるめられてしまつて、あきらめたのです。これは賢明なる大臣の御出席でありますから聞いてみたいと思ひますが、黙秘権の一部を切るということであり、不幸にして私はあそこに入り込まれた経験がないので、實際どういふ運用になつてゐるのかわかりません。かういふものを通したあかつきにおいて出て来る社会的、政治的影響はどうかという、共產黨というふうな、かういふような考え方の皆さんに對しては、結局一片の法律をもつてしたつてこれは熱つて何も言う氣づかいがない、それは思ふのです。これは言つたつて、そんなことは法律に書こうと書くまいと黙秘権はあります。但し善良なるわれ／＼のごとき第三者は、三日もぶち込まれてぎゆう／＼やられればこれはたいてい——現行刑事訴訟法でぶち込まれた人の自白したものを讀んでみると、たいてい二日か三日でみんなしやべつてしまふ。善良なる人に苛酷にして、そうして刑罰法の目的者には実はあまり通用しないところの法律になりはしないかという考え方、私はほかに多くの一般質問を用意したものであります、時間の關係以上上をもつて打切りまして、逐條審議の際に譲りますが、この点について御答弁を願ひたい。

○岡原政府委員 いわゆる供述拒否権の規定の改正につきましては、先般逐條説明の際に、概括的には申し上げて

あることでございます。ただいま黙秘権という言葉でこれをおつしやつたのでございしますが、これはおそらく刑事訴訟法の二百九十一條の關係だろうと思ひますが、私もこの黙秘権という言葉と、それからいわゆる供述拒否権というものを、法律上は一応違えて考へております。それは二百九十一條と二百九十八條を對比してごらんになりますとわかるのでございしますが、用語が若干違つておるのでございします。なおその点につきましては、結局一部のいわゆる供述拒否権というものをとことんまで利用するやうな人に対しては、同じことではないかという御質問はまことにごもつともございまして、私もこれによつていゝわゆる供述拒否権というものが全面的に濫用されないと思つておられません。ただ先般お話ししました通り、取調官の側におきまして、お前はしやべらなくともいい権利があるのだぞと供述を拒むことが出来る旨を告げた後に、すぐそのあとで、ときに尋ねるが、ちよつとこつちの点についても聞きたいのだがというの、いかにも心理的な矛盾を感じるのみならず、この取調の際にさやうなことを告げるその根本的な理念といつたしましては、何も権利としてさやうなものがあるのではなく、いわゆるブライディレツジ的なものである、ライトではないといふやうな点から、憲法の三十八條に書いてあるその程度のことを告げれば、もちろんそれで足りるのではないか、かやうなことを考へた次第であります。

○寺島委員 以上をもつて終ります。岡原さんの御答弁はちよつと——私の言う意味は、あの法の改正という

ことは、結局において悪人には同様であつて、善人、普通の良民に對しては、かえつてそういう改正ができたんだから、みなしやべらなければならぬといふ心理的影響を与えて、この法律の志す方向と著しく異なる到達点に至るのではないか、こう考へるのであります、時間の關係もございします、以上をもつて終ります。

○小林委員長 本日の質疑はこの程度にとどめ、次会は明日午前十時三十分から開くこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時六分散会

〔参照〕

逃亡犯罪人引渡法案(内閣提出)に關する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十八年七月二十三日印刷

昭和二十八年七月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局